

○文教委員会

・内閣提出法律案（三件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	参議院	衆議院	備考
月提出日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決
6 2	9 ※ 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案	衆	可 決	可 決	可 決
長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案	9 ※ 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案	四、二、七	四、二、七 (予)	四、三、二七 (予)	四、三、二七 (予)
（予）	（予）	（予）	（予）	（予）	（予）
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決
五、二三	四、二三	四、二四	四、二四	四、二四	四、二四
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決
五、一三	四、二三	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四
三、一〇	（予）	（予）	（予）	（予）	（予）
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決
四、二三	四、一五	四、一六	四、一六	四、一六	四、一六
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決
四、二四	（予）	（予）	（予）	（予）	（予）

・本院議員提出法律案（三件）

番号	件名				
8 118国会	7 118国会	6 118国会			
学校教育法及び教育職員免許 法の一部を改正する法律案	学校教育法の一部を改正す る法律案	学校教育法の一部を改正す る法律案	提出者 (月日)	付月日	備考
外森 (六、一五 名) 女子教職員の出産に際して の補助教職員の確保に關す る法律の一部を改正する法 律案	外林 (六、一五 名) 正君 暢子君	小林 正君 一 名	山本正和君 (二、六、一五 名)		
				提出へ	
六、二〇	六、二〇	六、二〇	二、 六、二〇	参議院	
未了	未了	未了	委員会付託 委員会議決 本会議議決	衆議院	
				委員会付託 委員会議決 本会議議決	
				委員会付託 委員会議決 本会議議決	

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一
部を改正する法律案（閣法第八号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費追加費用及び退職年金・退職一時金について、現在三分の一とされている国庫負担の割合を、平成四年度九分の二、平成五年度九分の一と段階的に引き下げた後、平成六年度に国庫負担の対象外とすること。

二、この法律は平成四年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費

追加費用及び退職年金・退職一時金について、その経費の性質にかかるがみ、かつ、最近における財政状況等を踏まえて、現在三分の一とされている国庫負担の割合を、平成四年度九分の二、平成五年度九分の一と段階的に引き下げた後、平成六年度に国庫負担の対象外としようとするものであります。

委員会におきましては、教育予算の拡充、事務職員・学校栄養職員等義務教育費国庫負担制度の堅持、地方公共団体における旅費・教材費の確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して高崎委員より反対の討論が行われ、続いて採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、義務教育費国庫負担制度の堅持など二項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第九号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、各大学における大学改革と教育研究体制整備の一環として、お茶の水女子大学の家政学部を改組して生活科学部を、京都大学の教養部を改組して総合人間学部を、神戸大学の教養部及び教育学部を改組して国際文化学部及び発達科学部をそれぞれ本

年十月一日に設置し、平成五年四月から学生を受け入れること。

二、埼玉大学及び和歌山大学に併設されている経済短期大学部は、平成五年度から学生募集を停止し、平成六年度限りで廃止し、それぞれ当該大学の経済学部に統合すること。

三、国立学校における教育研究環境の整備充実を図る観点から、国立学校財産の有効活用に関する諸業務など、国立学校の財務の改善に資するための業務を行う機関として、国立学校財務センターを本年七月一日に設置すること。

四、国立学校の老朽化等施設を緊急に解消するための特別施設整備事業を円滑に実施するため、国立学校の移転後の跡地処分収入等を財源として、国立学校特別会計に特別施設整備資金を本年七月一日に設置すること。

五、国立学校の特別施設整備事業に要する施設費を支弁するための借入金制度を、本年七月一日に創設すること。

六、人口の過度集中対策に資する国立学校の移転整備のための借入金について、本年七月一日に借入対象事業を用地の取得費から施設費に拡大すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、お茶の水女子大学に生活科学部を、京都大学に総合人間学部を、神戸大学に国際文化学部及び発達科学部をそれぞれ設置するとともに、国立大学における教育・研究環境の整備充実を図る観点から、国立学校財務センターを設置するほか、国立学校の跡地処分収入等を財源として老朽化等施設の解消を目的とする特別施設整備事業を円滑に実施するため、国立学校特別会計に特別施設整備資金を設置し、あわせて借入金制度の改正等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、文教予算の拡充の必要性、国立学校財務センターの運営のあり方、特定学校財産処分に際して配慮すべき事柄、教育・研究環境の充実、個性教育及び一般教育の重要性等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本共産党を代表して高崎委員より、国立学校財務センター設置に関する規定を削除すること、特別施設整備事業の財源として一般会計からの繰入金をも充てること等を内容とする修正案が提出されました。本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、鳩山文部大臣

より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで討論に入り、高崎委員より、修正案に賛成、原案に反対の討論が行われた後、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（閣法第六二号）

要旨

本法律案は、平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものであり、その内容は次のとおりである。

一、財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が調達する長野オリンピック冬季競技大会の準備費及び運営費に充てるため、寄附金付郵便葉書等の発行ができるものとする。

二、国家公務員が組織委員会に派遣された後、国家公務員に復帰した場合の退職手当の算定に際しては、組織委員会での在職期

間を国家公務員の在職期間に通算する措置を講ずるとともに、共済年金等の長期給付に関する規定の適用に当たっては、国家公務員・地方公務員は組織委員会に派遣されている間、引き続き派遣前に所属していた共済組合の組合員であるものとする。
三、組織委員会の理事、監事及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

四、この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、大会の準備費及び運営費に充てることを寄附目的として寄附金つき郵便はがき等の発行ができるものとするほか、財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会に、国家公務員及び地方公務員が派遣された場合における共済年金等の長期給付に関する規定の適用等について、特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、オリンピックの理念と長野大会のあり方、大会競技施設整備についての国の助成の強化と自然保護の必要性、オリンピック選手の養成のあり方、国立スポーツ科学セン

ターの設置とその内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。
質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、四項目の附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。